

第6回武蔵野市農業振興基本計画策定委員会会議録（要旨）

日 時：平成28年1月27日（水）午後4時～5時30分
場 所：武蔵野市役所西棟5階対策本部室
出席委員：淵野雄二郎委員長、井口良美副委員長、北沢俊春委員、榎本一宏委員、 田中恒男委員、榎本英明委員、山中壯一委員、齋藤久枝委員、高橋忠委員、 大坂新一委員、今安典子委員、小島祐一委員
欠席委員：なし
事務局：西川生活経済課長、生活経済課農政係職員
会議次第
1 第5回策定委員会の会議録の確認について
2 計画の最終案に対する意見等について
3 今後の日程等について
4 その他

委員長： 第6回策定委員会を開会いたします。本日の傍聴の方は1名、後でお見えになるそうです。まず、第5回の会議録の承認については、よろしいでしょうか。

委員一同：はい。

委員長： 次に、本日の議題は最終的な振興基本計画の議論になろうかと思えます。まず事務局からご報告をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局： それでは、農業振興基本計画の最終的な案につきまして、「計画策定の考え方と位置づけ」と、「前回から最終案への変更点一覧」をご覧ください。

まず1ページの中段に、「都市農業振興基本法」が制定され、政府による「都市農業振興基本計画」の策定が義務付けられました。と記載してあった箇所について、国は、現在「都市農業振興計画」の策定に着手していますので、「都市農業振興基本法」を制定し、都市農業振興に関する新たな施策の方向性を示す「都市農業振興基本計画」の策定を進めています。と修正いたしました。

それから6ページの(4)農業生産の表と文章ですが、1年新しい25年産の集計が出されましたので、それに差し替えました。その中で、前回までは延べ作付面積をhaで表記していましたが、単位をaに書き換えてより詳しくしました。

併せて、前回この統計調査には農業委員会が協力している旨を記載したほうが良いのではとのご意見をいただきましたので、一番下にある説明欄のところの※の1で「毎年都内の各農業委員会が調査に協力している東京都の統計」ということで出典を明らかにさせていただいております。

続きまして、11ページから12ページにあります(1)農地面積の項について、前回は、これからの10年間には生産緑地指定から30年が到来し、生産緑地解除

による減少が危惧されます。と記載していましたが、生産緑地解除という表現は適切でない、また、農地が減るのは30年経過ではなくやむを得ない事情によるためであるので、30年経過で減るとの書き方は再考をとのご指摘をいただきましたので、次のように修正いたしました。今後も、低い減少率を維持したいところですが、相続等のやむを得ない事情による農地の減少や、生産緑地の買取申出による減少などが危惧されます。と記載し、その生産緑地の買取りの件については、本文から外して、下のほうの説明欄の※1で説明をしています。

24 ページの②高付加価値化の推進のところでは、「収益性が見込める品目を直売したり高級特殊野菜などを求めるホテル、レストラン、料亭などのニーズに即した作物を扱うことにより武蔵野品質として」という書き方をしていたところですが、前回、「武蔵野品質」という書き方は、どうでしょうか？との議論があり、武蔵野市で生産された野菜のほうの方が分かりやすいのではとのご意見を受けて、次のように修正しました。「消費者が求める品目を生産、販売をすることにより収益を上げる工夫など、地域に密着した直売を推進します」。ホテル、レストランについては「一方」という形で、「一方、新たな取り組みとして、例えばホテル、レストラン、料亭などのニーズに即した作物を扱い、見栄え、味ともに品質のよい「武蔵野市の野菜」として商品価値を高め、収益性の高い作物を生産するなど、高付加価値化につながる農業を推進していきます」という形で書き換えをさせていただいております。その後も、「また」を「さらに」に直して、6次産業化による特産品の開発やブランド化の文章につなげています。

25 ページ、④職としての魅力を高めるというところの内容について、一部修正しています。「武蔵野市の農業者は、これまで、各時代の社会情勢の変化に対応しつつ、市場出荷から直売中心へ、環境に配慮した農業への転換、施設導入による周年栽培への取り組み、学校給食への食材提供、農業体験の場の提供など、常に新たな農業に挑戦しながら農業経営を継続してきました」。という書き方に変えて、「このように」につなげて「農業、農地が守られた」というふうに書いています。それと、「今後も」以降も一部書き換えていまして、「大都市に立地」の表記を削り、「多様なニーズの消費者が身近にいるという特徴を活かし、消費者ニーズに即した新たな分野を開拓し、高収益につながる販売方法など、各農家の実情に応じた多様な経営展開を行う農業者を支援し、職としての魅力を高めていきます」ということで、前の書き方だと高い価格の農産物を出すのがあたかも計画みたいになってしまうため、変えさせていただきました。

55 ページ、パブコメへの対応の部分ですが、前段の部分で市内には耕作放棄地は存在しないと書いたことについて、委員の皆様から、実際に耕作放棄地はないと思うが、存在しないという表現は再考とのことでした。また、意見を寄せてくれた方は、耕作放棄を問題にしているのではなく、観光の視点からのご意見では

ということもあり、前段は耕作放棄地については特に言及をしない書き方に修正し、「菜の花やひまわりは美しい景観をもたらすだけでなく、土壌の消毒を行うことから緑肥として土に漉き込んで活用している農家はありますが」という前段の書き出しにし、その後の文章は前回と同じにし、回答としました。

計画の冊子の中で手を入れたところは以上でございます。

1月25日の定例農業委員会に「基本計画策定に係る意見について」を議題として審議してもらいました。その中で、農業委員の方から、都市農業振興基本法に基づく都市農業振興計画が、今後国及び東京都から公表されることになってくる、その計画が出たときに武蔵野市の計画にどのように採用していくのかという質問があり、それに対しては、現時点では国の素案が示された状況でありますので、市の対応についての言及は、現段階ではできないということ、また本計画の2ページの上のほうの「なお」以降のところ、現在、政府及び東京都の都市農業振興基本計画が策定された折には修正または都市農業基本計画を市としても策定することにより対応することを予定していると記載していますが、現時点では詳細がまだわからない状況ですからということでお答えいたしました。

次に、この都市農業振興基本法ができたことによって都市計画の部局、本市では都市整備部ですが、そことの関係、連携をさらに強固にしていかなければいけないのではないですか、そういうことを書いたほうがいいのではないかというお話をいただきました。その点につきましては、2ページ一番上の行で、第五期長期計画その他関連諸計画ということで、関連諸計画の中に都市整備部局の計画等も入っていますし、また先般、生産緑地の追加指定等は都市計画審議会の御理解、御協力のもとにそういった制度も武蔵野市としても始められていることから、そういった形での連携、計画との整合とか、そういう部署との連携を図って、農業振興を進めていくということで一定ご理解をいただいています。

続いて、生産緑地の買取り申出が出たときに、できるだけ市としてもその農地を買って、農地として残すか、あるいは緑地、公園として活用するかということをもう少し計画の中に強く書き込めないか。あるいはさらに言うと、そういったものを買取るための基金の設置等を計画の中に具体的に書けないだろうかというようなご意見を頂戴いたしました。私どもとしても、全て買取りということには当然ならないですが、必要な農地については今後も買取りを、市長をはじめ理事者、あるいは財政当局には申し入れているのですが、なかなか計画の中で具体的なお金に関するところとか買うことに関して書きづらい部分もあるので、とりあえずそこにつきましては事務局あるいは農業委員会としてもそういったものの買取りについては積極的に行っていきたいけれども、計画に書くことについては策定委員会で協議をしてもらいますというお話をさせていただきました。

それから、学校農園に関しては、本計画により詳しく書き換えたことについては評価をいただいた上で、児童に対してそういう農業体験等を確実にやれるように、ぜひとも進めていってもらいたいというご意見をいただきました。これについては、農業委員会の中でも先生の農業に対する考え方だとか意識だとか、そういうこともだいぶ温度差があるというご意見が出て、事務局としてもこの計画は教育委員会にも見てもらっておりますので、今後、できるだけ各学校、学年に、教育委員会としてぜひとも農業を知っていただき、体験をしてもらいたいということ申し入れたりする機会がありますので、必要に応じてそういう機会を活用していきたいということをお話いたしました。

そういった議論を踏まえた上で、本計画に対する農業委員会からの意見は承認との回答をいただきました。本日お配りした資料に回答の文書（写）がありますのでご確認ください。

併せて今、農業協同組合にもこの計画に対しての意見の照会をしていますので、回答の意見をつけて東京都に計画の同意申請を提出することを進めていきます。

説明については以上です。よろしくお願いたします。

委員長： それでは、前回から今回までの事務局のほうで修正をいくつかご報告いただきました。それと、農業委員会のほうからもこの策定委員会に対するご意見が出ておまして、それに対する回答をどう計画に盛り込んでいくかということも含めてご議論いただこうかと思えます。

事務局： 今日お配りしている冊子は、変更後に変えております。

委員長： では、前回の議論からの修正、変更点について議論していこうと思えます。

まず1ページの位置づけについて、都市農業基本計画が法制化されて、計画素案が出された段階だということで、この本文を修正したということです。この点に関連して少しご議論しようと思えます。これからの基本計画、地方計画ですか、都市農業基本法に基づく、各市町村レベルでどういう対応が求められるのか、東京都のほうで今後の進め方というか、何か補足するようなことがありましたら。

委員： この計画、武蔵野市の農業振興計画がイコール地方計画となればいいんじゃないかと、ほかの市町村でも計画を作っていますが、それを全部みなし計画という形というふうに持っていきたいと思っています。

基本法で言うどうしても必要な事項が区域を設定するとかいろいろあるようですけれども、この計画自体が地方計画というふうには。

委員： 東京都の農業振興計画は、来年度改訂予定なのですが、それを都市農業振興基本法の地方計画と東京都も位置づけて行くところですので、それができたら各市の計画も、それに合わせた形で見直していただくようになるかもしれないです。

委員： 今回の基本法では東京都と市町村の計画は同列です。だから、東京都が作った計画に基づいて市町村もではなく、それはイコールと国は位置づけているようです。

- 委員 : 多分基盤法のほうはそう位置づけられているので、その辺の絡みもあって。
- 委員 : 基盤法は確かにそういう法律になっているけれど、基本振興法はそうではないということを確認しました。
- 委員 : なので、先ほどご説明があった「都市農業基本法に基づく政府及び東京都の都市農業振興基本計画」というのが、国は基本計画なのですが、東京都の場合は地方計画になるので、ここは「政府の」とか、「国は」となるのではないのでしょうか。
- 委員 : 同列ということなので。「国の」でいいと思います。国の都市農業振興基本計画が策定された折には、本計画の修正または〜と表記するのが適切だと思います。
- 委員長 : ということですが、経営基盤強化法でも、もし基本方針が変わるとすると、それに対する変更はもちろん市町村は出てくるわけですね。それはそれでね。
- 委員 : はい。そうかもしれないです。ご迷惑をかけるかもしれないですが。
- 委員長 : そうすると、本計画は、地方計画として経営基盤強化法の基本方針は馴染むのですかね。
- 委員 : 馴染みます。兼ねることはできます。ただ、今始まったばかりなのでどのように改訂されるかわからないですが。
- 委員長 : そうですね。では、こういう文言でよろしいですかね。最終的には本市の都市農業振興基本計画策定により対応するという文言ですけれどね。この点について何かございますか。農業委員会のほうの申し出もそういう内容ですね。
- 委員一同 : 了承
- 委員長 : それでは、次の 6 ページですが、これは単位が ha から a という変更だけの問題です。この点はよろしいですね。
- 12 ページのところは、買取り申出に至る事実関係の記述をどうするかとの議論があったのですが、「平成 34 年には市内の農地の大部分が生産緑地指定から 30 年が経過し、生産緑地の買取り申出が容易になること」、こういう表現で、※注のところにあります、「行為制限が解除された後、農地の転用ができるようになる」と記述がありますが、「行為制限が解除されます」くらいで収めておいて、「農地の転用ができるようになる」結果としてそうなるかもしれませんが、あえて転用を誘導するような表現は避けたほうがいいのではないのでしょうか。
- それで、相続等やむを得ない事情ですね。この辺はこの表現でよろしいですか。
- 委員一同 : 了承
- 委員長 : 次は 24 ページになりますが、この点はどうでしょうか。武蔵野の野菜の品質が高いという表現で、これも苦労した表現なのですが。「見栄え、味ともに品質のよい武蔵野市の野菜として商品価値を高める」という表現にさせていただいていますが。武蔵野市の特徴としては「見栄え、味ともに品質のよい野菜」ということが 1 つの大きな売りになるのではないかと。
- 委員 : 今日は生産者も出席されているから、生産者の立場からご意見はありませんか。

委員長： パブリックコメントでもホテル、レストラン、料亭、そういうところのニーズにという表現があったものですから、それに対してこういう文言といたしますかね、選びながら、これは苦肉の表現で。

委員： 高付加価値の推進ということで、地産地消ですから、とれてから食べるまでの距離が短いということで、新鮮というのは入れなくていいのかな。

委員長： そうですね。新鮮。これはよろしいですね。「新鮮」を入れる。「新鮮で、見栄え・味ともに品質のよい」と。

25 ページ、職として魅力を高めるところ。ここは従来と変更したのは…。

委員： 4 行目の「周年栽培」というのはどんなことなんですか。

委員： 施設を使って一年中何かしら野菜を栽培するというふうに使います。露地だけで冬場は作られるものが限られたり、夏場、小松菜などはハウスだと品種はいろいろあって作りやすかったりなど。施設があると端境期とかでも作れたりする。

委員長： 端境期とか農閑期ですね。

委員： 周年栽培という言葉はよく使われます。

事務局： 下の※で定義します。

委員： 武蔵野市という市が全国的にもグレードの高い、非常に評価の高い市であることの1つの要因として畑があるということ、畑と住居がうまくかみ合っているという環境がある。とするならば、このところの「武蔵野市農業者はこれまで各時代の社会情勢の変化に対応し、そういった環境を整備して市民に対して社会的な貢献をしつつ、市場出荷から」とか、こういうように「社会的な貢献」という文言をここで入れるか、どこか計画の中に農家の方々がそういうことをやっているということを入れていただけたらいいなという感じがします。

委員長： 「貴重な緑農地を維持し」とかね。

委員： そういう表現で。趣旨としてはそういうことです。

委員： 22 ページ、人と環境にやさしい農業の推進、これは環境保全型農業のことだと思うのですが、農地があることで住みよい住環境を提供できているということかなと思うので、このあたりに入れると内容が当てはまる。先ほどのところだとうしても農業が職として、経営としてきちんと皆さんが社会情勢に応じているんな形で変化してきましたとあって、もっと職としての魅力を高めていきますという文言なので。

委員長： (3) の 21 ページの今ご指摘のあったところですね。住みたくなるような環境を農業者の方たちが作ってきている、そういうことですね。

委員： そうですね。21 ページの③とか。

委員： 結局我々農家が今までの歴史の中でずっとやってきたことが今評価されているということを書いてもらえれば、これからやる意欲が増すと思うんですよね。今までやってきたことは間違っていなかったんだという。

- 委員： 頑張ってきた結果が。
- 委員： 結果としてね。だけれども市民の人がこの計画を見たときに、それだけ私たちの生活に農家の方がいろいろ気を遣ってやってくれるんだなということが分かってもらえると思いますが、「貢献」という表現が適切かどうかですが。
- 委員長： 前のページでは農地、緑地が持つ多面的な機能、役割と、それから農業としての役割を述べていますが、この項では、農業者自身が職としての魅力を高めていくということを記述している箇所なので、ここには入れにくいですね。また、この前段に、「職としての農業に責任と誇りを持って従事している農業者によって貴重な農業、農地が守られてきた」とありますので。
- 委員： そうですね。これをポット、見出しだけでも市民の人がこのことを理解してもらえそうな書き振りがあればいいかなと思います。
- 委員： いろいろ言って申し訳ないです。私が思うのは、要するにこの部分でなくても、農家の方がやっていることが潤いのある市民生活に多大な貢献をしているということで、3ページの武蔵野市の農業の現状と課題の「農業体験の場など、多大な役割を果たしています。その結果、潤いのある市民生活に多大な貢献をしています」というふうに入れてこの計画全体にかけたらどうかと思います。
- 委員長： 3ページ4行目の後のところですね。ということで、事務局、その辺はお任せしますので、つけ加えてください。
- それでは、55ページ、パブリックコメントに対する。これはパブリックコメントに出てきた菜の花畑、菜の花の迷路があってという、かなり広い畑の菜の花のそういうのを想定したような意見だったのですが、菜の花の役割というのは土壌の消毒効果、いろいろあると。緑肥としての役割とかですね。そういったところへ視点を置いてパブリックコメントの意見を取り込みましょうと。ただ、武蔵野市の場合は耕作放棄地で広大な土地が空いているというわけではありませんのでね。迷路を作れるような広い農地の確保はできませんと書いてあるわけですね。という対応の意見ですね。パブリックコメントに対する意見の修正でございますが、これはよろしいでしょうか。
- あと、農業委員会からの意見のうち、国の都市農業振興基本計画が示されたときに、この振興計画をいわばそれに対応する地方計画としてみなすという方向が出されておりますので、そういう方向でよろしいですか。1つの見解としてですね。
- それから2点目は、都市計画部局との関係についてですが、それも、最初の2ページのところに文言として入っていましたね。長期計画とその関連諸計画との整合、連携を図りながら云々と。当然都市整備局との連携、協議というのはこの表現の中で対応していくということでもいいですね。
- 事務局： 先ほどの説明で漏れてしまいましたが、最終的に市の計画という形になるので、計画書の冒頭に市長のメッセージをつけようと思っているのですが、その中で、

都市整備部局とは一層の連携を図っていく必要があるというのを一文入れようかなと考えています。

委員長： これはこの文言の中でその辺も含めて理解できると見てよろしいですかね。関連諸計画となっていますから。

それから、3つ目は、これは少しご議論いただくのですが、買取り申出、特に34年の問題、生産緑地法の30年を経過したとき、買取り申出が一斉に出るのではないかという懸念をそれぞれの自治体で持っておりますが、財政事情から言ってなかなか対応できないだろうという話で、基金を、ほかの市町村でもあまりないでしょうね。基金を用意するという。

委員： ほかは持っていないと思いますね。

委員長： 横浜とかスケールの大きいところはそういうことを想定するかもしれませんが、計画の中にそういう基金を市としてという意見が、これも農業委員からの意見なのでですね。この点はどうでしょうか。

委員： 農業会議も東京都に対してのこの基金をとという建議は出しています。東京都が用意して、それを市町村が利用できるような形にしたらどうかという。

委員： ただ、予算を伴う問題がありますからね。そこはね。

委員長： 武蔵野市は緑の基金などはないんですっけ？

委員： ないですね。

委員： 国のほうも森林環境税かな、そんなのを作るような提案もあるから、そういう面で行くと、同じように国のほうでもこういう基金を作るようにという、そういう傾向はあると思います。全額を市でというのは、それは難しい話ですから。

委員： 武蔵野市も今、第五期長期計画の調整計画を作っているのですが、25年後には歳入と歳出が逆転して赤字団体になってしまう。基金も使い切ってと書いているんですね。それが現行の制度ではという形の前提なのですが、ですので、基金を創設してというのを盛り込むのはなかなか難しいかなと思います。むしろ長期計画のほうできちんと書いてもらうべき話なのかなと思います。

委員： 国のほうの都市計画振興法の中に農地は積極的に物納に応じるとかね。結局今は、買い取り申請を出して宅地化というか、そういう方向にばかり進んでいるわけで、相続税を支払うのは農地に限って物納を認めるとか。農地を物納すれば、それから競売にかけてどうなるかわかりませんが、それは国が主導してやってもらえれば、農地として残っていく率は高くなるような気もするんですね。

委員： 物納って、結局は農家の方から畑が離れますよね、国に。国は相続税の代わりにもらったわけだから、お金に換える。基本的には、売ることですよね。そうすると、結局は農地がなくなってしまうのではないかと。そう考えれば、税制上はどうなるかわからないけれど、寄付制度というのをもっと充実したほうが。市に農地を寄付して、寄付した分は先に相続税の評価からなくなりますよね。そ

の寄付した分が、寄付金控除を大きくして、今の話をすれば物納と同じぐらいの意味合いの控除になれば僕は畑が市に残るのではないかと思うんです。市が利用の方法をいろいろできるわけです。だから、今のふるさと納税ではないけれど、寄付金制度というのが非常に注目されているから何かそういう制度ができないかなと思っているのですが、そうすれば何とか市に畑を残すことになるのでは。

委員長： 寄付ですと、要するに相続税課税の対象から外せるわけですよ。

委員： そのほうが現実的で、農地も残せます。

委員： 市もいろいろな方法に使えるじゃないですか。ただ、それが市税として減収になってしまうとか、そうすると今の話とかいろいろ関わってきますが、そういったことも含めて研究の余地はあるのではないかな。

委員長： 寄付ですと市町村の中にちゃんと収まりますからね。

委員： 使用目的を限定して寄付する人はいますものね。この土地は公園に使ってくれという形で市に提供したりする人がいるので、そういうことが扱えれば。

委員長： 農家さんの判断ですよ、そこのところはね。

委員： だから農家の方は相続税を支払うための方法として物納か買取り申出をするわけじゃないですか。それと見合うぐらいのことを寄付したときに何かあればということならば、寄付してもらうのが一番いいのかなと思うのですが、それはまだ空論の世界なので。

委員： 現実問題、相続税というのは10カ月で払わなければいけないわけですよ。そうすると、亡くなって、どのぐらいの相続税が来るかというのをいろいろと税理士に計算していただいて、なんだかんだとやっているうちに半年ぐらいになってしまうんですよ。あと4カ月でどうするかという判断をしなければいけない。買取り申請を出して3カ月かかるんですよ。そうすると、ほとんど現実問題としては、農地を物納するなりいろいろな話も、かなり難しいような気がします。私の意見としては、相続税の納付期限をできれば1年とか、2年とかに伸ばす。国との話ですから個人がやってもどうしようもないですが、そういう制度的なものが変われば、畑以外の別のところを壊したり、整地して売ることができれば、畑は残ると思いますし、その辺の将来的なビジョンとして、そういう方法もね。

委員長： 一定の猶予期間とか。

委員： そうすれば、今みたいなことも考えられ、そのほかに少し残る可能性があるのではないかと思うのですが。

委員： 実際には、相続が起きると、こういうことを考えている余裕はないですね。

委員： ただ、今度武蔵野市の場合は追加指定で、再指定もOKということになったから、相続税の場合はとりあえず足りるか足りなかわからないので、多めに買取り申請を出して、余った場合、武蔵野市の場合はそこで再指定を受けられるとい

うすごいメリットがあって、また生産緑地として残っていくということが可能になった。今までは1度外したものは、生産緑地として戻らなかったのです。

委員長： 物納の場合は、あれは全部税務局の扱いになりますから。そういう状態の物納農地を当該自治体で一時的な利用といいますかね。

委員： 今、隣の市ではそれをやっていて、例えば区画整理等で農地が買収された場合は、代替え地として農地が欲しい場合に、なかなか農地の代替え用地というのは出てこないんですよ。そのときのために関東農政局から財務局から借りて、農業生産法人を作って借りて、そこで耕作をして、現況の農地のまま残しておくということを近隣の市町村では行っています。

委員長： そうですか。財務局がOKすれば一時利用みたいなそれが可能なわけですね。物納について、当該自治体で使えるような措置を何かできればという意見はたしか前にあったような気がしました。そういう研究課題は多いということですね。あと、基金については先ほど言いましたようになかなか難しいのですが、その辺はどうでしょうか。何かこの振興計画の中で表現できるようなものがあれば記録したいのですが、難しいですね。

それでは、業委員会の委員さんから出た意見の基金については、将来的には固定資産税や納税猶予制度の見直しがありますから、そういうものとの絡みで市町村の財政事情によってどういう対応を具体的に求められるかということはあるかもしれませんが、そういう検討課題の1つとして位置づけておくということ。

横浜市みたいに人口の多いところはみどり税、税でね、市民税とか都市計画税の中で基金に近い形で措置できますけれどね。東京の場合は地価が高いということもありますし個々の自治体では人口も少ないですから。

委員： 農地を買うという基金はできなくても、農家の方が頑張っているので潤いある環境ができています。そのことに対して若干市民の人が応分の負担を少しして、その集まったお金は農業振興費の農家の方の支援に使ってもらうというような、支援するという基金はできるかもしれない。これは東京都でもどこでもそういうことはやっていないから、武蔵野市で実現したら、これはすごいPRというか、先進的な取り組みということにもなるような気がする。横浜のみどり税もたしかそういうようにして使っているんですよ。

委員： すごい議論だと思います。市民の人から、いやそんなのとてでもない、それは困るというご意見のほうが多いと思いますから、相当喧々諤々のあれになると思いますが。でも農業のことについてみんなで議論するというんですね、それは1つの契機になる。その代わり農家の人もいろいろ大変かもしれないけれど。みんな見えていますからね、市民の人がね。

委員長： 武蔵野市の緑地保全のために。農業者とか個人のところに支援するような使い方は難しいですよ。森林保全とか公園の整備とかそういう話でしょうけれどね。

- 委員 : 寄付的なことでやればいいのか。
- 委員長 : 税金で一律取るのではなくてね。
- 委員 : 寄付的なほうが賛同するという形ですごくいいかなと思います。
- 委員長 : どこか市民へのアピールみたいところで少しそういうことも含めて。
- 委員 : 市民側のほうからそういうのはどうだと言ってもらえればいいのかも。
- 委員長 : その点は今後の検討課題になりますがね。
それともう1つ、学校農園ですが、教育委員会や学校に対して積極的にそれを進めてほしいということなんです。これは一応ここに書いてあるような範囲内でいいのか、もう少しプッシュできるような表現を求めるのかですが。
学校給食は、教育委員会や学校の先生と協議するような機会があるのですか。
- 委員 : 栄養士だけです。
- 委員 : 武蔵野市の学校給食は、かなり早くから栄養士と生産者とでいろいろ検討して成績を上げていますよね。
- 委員長 : 農業委員会からの意見としてはどの程度まで、強い何かがあるのか、そういうのはどうでしょうか。どういうニュアンスか。
- 事務局 : 計画には、学校、教育委員会、農協等と連携して積極的に協力していきますとしていますので、基本的にはこれを踏まえてぜひお願いしますということを事務局なり、あるいは必要ならむしろ農業委員会のほうからそういうことを教育委員会に出してもらおうということです。あるいは必要に応じて、毎月開催される校長会でもお願いすることもできると農業委員会にもお伝えしています。
- 委員 : 基本的には担当の先生によるところが大きくて、興味がないとか、やる気がない先生がいると、畑を借りていてもやらなくなる、継続性もなくなるというのがあって、農家はいつでもどうぞと言っているのですが、向こう側の問題があったということで、校長会のほうにも説明をしましょうということです。
- 委員長 : それでは、一応21ページのところ、そういう内容も含めてご了解いただくということでもよろしいですかね。
以上、修正と申しますか、最終的な案になりますが、ご意見をいただきました。ほかに何かございますでしょうか。
それでは、基本的には今日のご議論で農業振興基本計画を一応成案としてお認めいただくということでもよろしいでしょうか。
- 委員一同 : 了承
- 委員長 : 今後のスケジュールで、一応今日確認いたしました。最終案の審議は本日でということ、今後の日程等について。
- 事務局 : 今後の日程ですが、策定委員会についてはもう1回、2月16日の火曜日、午後4時からで、会場は吉祥寺にあります武蔵野商工会館の3階になります。

委員長： 審議は今日が最終的と言いましたが、一応大筋の基本的な理解を得たということで。最終的な確認をもう1回するということですね。

事務局： 今の計画につきましては、今日の最終的な審議をいただきましたので、私どものほうでこれに手を入れて2月16日に最終の確認で確定ということになりましたら、その後、2月19日金曜日の11時半に市長に策定委員会での計画案が完成しましたということで報告をさせていただきます。そのときに委員長と副委員長にお願いするのですが、委員の皆様もお時間があるようでしたらぜひご同席いただいて市長に報告をしていただければと思っています。特に市民公募のお二人に来ていただけると市民参加ということで大変ありがたいかなと思っています。

その後、2月の定例農業委員会に報告し、また3月の市議会「総務委員会」に報告いたします。その上で最終的には4月1日市報等で市民の皆様にも公表していきます。その間に、当然ですけれど、東京都との協議・同意申請の手続きを進めます。今後のスケジュールにつきましては以上でございます。

委員長： 本日の第6回の審議はこれで終了します。最終的な成案としての確認は第7回、次回でございます。

以上